

女性の加入者も
増えています！

農業者年金 制度のポイント

①農業者の方なら広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方であれば、男女の区別なく誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。



②少子高齢時代に強い 積立方式（確定拠出型）の年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金ですので、少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

（注）運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

③保険料額は自由（月額2万～6万7千円）に 設定・増減が可能です

保険料は、加入者自らが必要とする年金額の目標に向けて自由に決められ（月額2万～6万7千円）、経営の状況や老後設計に合わせていつでも見直すことができます。

④終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

⑤税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15～30%程度が節税）。

保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

将来受け取る農業者年金には公的年金など控除が適用されます（65歳以上の方は公的年金などの合計額が120万円までは非課税）。

⑥認定農業者など一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地などの経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地などの経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて需給の時期を決められます。

☆農業者年金に加入すれば ～年金額の試算～☆

加入年齢	納付期間	保険料月額 2 万円の場合		保険料月額 3 万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	91万円	79万円	136万円	118万円
30歳	30年	60万円	52万円	90万円	78万円
40歳	20年	35万円	31万円	53万円	46万円
50歳	10年	16万円	14万円	23万円	20万円

※ この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。

付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。

詳しくは、いの町農業委員会事務局、又はお近くの農業協同組合にお問い合わせください。

いの町農業委員会事務局 ☎ 893-1115
吾北総合支所産業課 ☎ 867-2313
本川総合支所産業建設課 ☎ 869-2115

農振除外の申請について

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地など以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。

町では、今年度、農用地区域内農地の除外申請を次のとおり受け付けします。農地を転用する計画がある方は、受付期間内（期限厳守）に申請してください。なお、申請書類に記入漏れ、又は不備などがある場合には、それらの修正を行ってからでない

受け付けすることができませんので、事前に下記までご相談されるようお願いいたします。

受付は、6月1日～6月30日、11月1日～11月30日の年2回になります。※土、日、祝日は除く。

▶ 問い合わせ

産業経済課 ☎ 893-1115
吾北総合支所産業課 ☎ 867-2313
本川総合支所産業建設課 ☎ 869-2115